## 1979年食品法に基づき制定する

## 保健省告示

(第 413 号)2020 年

件名 汚染物質を含む食品の規格を規定する保健省告示の改正増補

複数の保健省告示に基づく汚染物質を含む食品の規格に関する規定を集め、現状に即するよう見直すことが適切であるため、1979年食品法第5条第1段落及び第6条の(2)及び(3)の権限に基づき、保健省大臣が以下の通り告示する。

第1条 1979年9月13日付の保健省告示第23号(1979年)、件名「落花生油を特別規制 食品とする規程、及び落花生油に対する品質又は規格、製造方法及びラベルの規程」の第6 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第6条 食品添加物(Food Additives)を使用する場合は、本告示末尾のリストに定める 種類及び量に従うこと。」

第2条 以下の内容を、1979年9月13日付の保健省告示第23号(1979年)、件名「落花生油を特別規制食品とする規程、及び落花生油に対する品質又は規格、製造方法及びラベルの規程」の第6/1条として追加する。

「第 6/1 条 汚染物質が含まれる場合は、その検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えないこと。」

第3条 1979年9月13日付の保健省告示第23号(1979年)、件名「落花生油を特別規制 食品とする規程、及び落花生油に対する品質又は規格、製造方法及びラベルの規程」の末 尾の汚染物質(contaminants)リストを廃止する。

訳注:2020 年 5 月 20 日付官報第 137 号特別章 118D  $13\sim16$  ページ掲載、2020 年 11 月 16 日施行

(注1)この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご 判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注2) 本告示の原典については、下記に掲載されています。

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/118/T\_0013.PDF

第4条 1981年1月20日付の保健省告示第56号(1981年)、件名「パームオイル」の第6条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第6条 パームオイルに食品添加物(Food Additives)を使用する場合は、本告示末尾のリストに定める種類及び量のみに従い使用すること。」

第5条 以下の内容を、1981年1月20日付の保健省告示第56号(1981年)、件名「パームオイル」の第6/1条として追加する。

「第 6/1 条 汚染物質が含まれる場合は、その検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えないこと。」

第6条 1981年1月20日付の保健省告示第56号(1981年)、件名「パームオイル」の末尾の汚染物質(contaminants)リストを廃止する。

第7条 1981年1月20日付の保健省告示第57号(1981年)、件名「ココナッツオイル」 の第4条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第4条 ココナッツオイルに食品添加物(Food Additives)を使用する場合は、本告示末 尾のリストに定める種類及び量のみに従い使用すること。」

第8条 以下の内容を、1981年1月20日付の保健省告示第57号(1981年)、件名「ココナッツオイル」の第4/1条として追加する。

「第 4/1 条 汚染物質が含まれる場合は、その検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えないこと。」

第9条 1981年1月20日付の保健省告示第57号(1981年)、件名「ココナッツオイル」の末尾の汚染物質(contaminants)リストを廃止する。

第 10 条 1984 年 11 月 15 日付の保健省告示第 83 号(1984 年)、件名「チョコレート」の第 3 条の(7)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(7) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」

第 11 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 195 号)2000 年、件名「ミネラル飲料」の第 4 条の(6)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(6) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」

第 12 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 196 号)2000 年、件名「茶」の第 6 条の(9) の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(9) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」

- 第 13 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 198 号)2000 年、件名「密閉容器入り大豆油」の第 5 条の(7)の内容を廃止する。
- 第 14 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 198 号)2000 年、件名「密閉容器入り大豆油」の第 5 条の(12)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
- 「(12) 汚染物質の検で量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」
- 第 15 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 204 号)2000 年、件名「酢」の第 5 条の(2) の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
- 「(2) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」
- 第 16 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 205 号)2000 年、件名「油脂」の第 6 条の(8)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
- 「(8) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」
- 第 17 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 211 号)2000 年、件名「蜂蜜」の第 4 条の(15)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
- 「(15) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」
- 第 18 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 213 号)2000 年、件名「密閉容器入りジャム、ゼリー及びマーマレード」の第 4 条の(8)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
- 「(8) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」
- 第 19 条 2001 年 7 月 23 日付の保健省告示(第 227 号)2001 年、件名「バター」の第 4 条の(9)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
- 「(9) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」
- 第 20 条 2001 年 8 月 20 日付の保健省告示(第 236 号)2001 年、件名「ピータン」の第 4 条の(2)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
- 「(2) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」
- 第 21 条 2004 年 6 月 4 日付の保健省告示(第 280 号)2004 年、件名「ハーブティー」の 第 4 条の(3)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
  - 「(3) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されて

いる最大量を超えず、かつ検出される残留有毒物質の種類及び量が残留有毒物質を含む食品に関する保健省告示の規定に従う。」

- 第22条 2010年5月6日付の保健省告示、件名「大豆蛋白質の分解により得られる調味製品」の第4条の(3)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
- 「(3) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」
- 第23条 2011年4月11日付の保健省告示、件名「放射性物質汚染食品の規格」の第3条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
- 「第3条 第2条に基づく食品の汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」
- 第 24 条 2012 年 12 月 18 日付の保健省告示(第 348 号)2012 年、件名「マーガリン、合成バター、マーガリン製品及び合成バター製品」の第 4 条の(5)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
- 「(5) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」
- 第 25 条 2012 年 12 月 18 日付の保健省告示(第 348 号)2012 年、件名「マーガリン、合成バター、マーガリン製品及び合成バター製品」の第 4 条の(6)の内容を廃止する。
- 第 26 条 2013 年 6 月 26 日付の保健省告示(第 355 号)2013 年、件名「密閉容器入り食品」の第 4 条の(4)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
- 「(4) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」
- 第27条 2013年6月26日付の保健省告示(第356号)2013年、件名「密閉容器入り飲料」の第4条の(9)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。
- 「(9) 汚染物質の検出量が汚染物質を含む食品の規格に関する保健省告示で規定されている最大量を超えない。」
  - 第28条 本告示を官報告示日から180日が経過した時に施行する。

2020 年 3 月 20 日告示 アヌティン・チャーンウィーラクーン 保健大臣